平成２４年（フ）第５５５号
仙台市泉区鶴が丘１丁目32番地の５
債務者　藤島　勇一
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中谷　　聡
4　破産債権の届出期間　平成24年９月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月22日午後１時35分
6　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第４３９号
大阪府池田市新町１番９―405号、前住所兵庫県伊丹市広畑４丁目14番地
債務者　藏本　竜二
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾藤　　寛
4　破産債権の届出期間　平成24年９月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月１日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年10月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第４２１号
埼玉県春日部市大枝89番地　武里団地６街区14棟401号、住民票上の住所茨城県日立市大みか町１丁目35番20号　大みか寮
債務者　福田　博文
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大木　健司
4　破産債権の届出期間　平成24年10月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月７日午前11時45分
6　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１２９号
北海道苫小牧市明野新町３丁目18番８号
債務者　高橋　佑介
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　邨山　達哉
4　破産債権の届出期間　平成24年９月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月６日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第３３６号
新潟市西蒲区樋曽1260番地
債務者　田中　　厚
1　決定年月日時　平成24年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　直己
4　破産債権の届出期間　平成24年10月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月７日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１５６７号
名古屋市緑区滝ノ水４丁目503番地　宝マンション滝ノ水407号
債務者　清水　正子
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野田　裕之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月15日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２４２号
宮崎県児湯郡川南町大字平田5044番地６
債務者　今井　高光
1　決定年月日時　平成24年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷田　寿人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月19日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年10月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第９３号
宮城県栗原市金成津久毛平形蔵本沢89番地
債務者　佐藤　　繁
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　庄司　智弥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月１日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第９６号
宮城県加美郡色麻町黒沢字滝本４番地１
債務者　山崎貴美子
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　庄司　智弥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月１日午前10時25分
5　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第１３４９号
広島市佐伯区八幡が丘１丁目10番19号
債務者　友重　　裕
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　楾　　大樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月26日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５４号
広島県安芸郡府中町浜田２丁目４番６号101
債務者　下條由美子
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小田　誠裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月28日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２６４号
広島市安芸区矢野町752番地の570
債務者　久保田保大
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹森　雅泰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月19日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２８９号
広島県安芸郡熊野町呉地２丁目１番67―202号
債務者　内藤　正樹（旧姓仲野）
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸岡　道秀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月26日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５９２号
広島市安佐北区あさひが丘８丁目12番１号
債務者　伊藤　儉一
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中尾　文治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月19日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５９３号
広島市安佐北区あさひが丘８丁目12番１号
債務者　伊藤　逸枝
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中尾　文治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月19日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４６号
福井県敦賀市中央町２丁目12―14　ガーデン・ハイムＡ棟101号室、住民票上の住所福井県敦賀市堂43号10番地の３　岡山町２丁目
債務者　松本　仁子
1　決定年月日時　平成24年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堺　　啓輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月６日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
福井地方裁判所敦賀支部